

Press Release

平成 31 年 1 月 11 日

【照会先】

<雇用保険関係>

職業安定局 雇用保険課

課長 松本 圭

課長補佐 田中 広秋

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 5761)

(直通電話) 03 (3502) 6771

<労災保険関係>

労働基準局 労災管理課

課長 田中 仁志

課長補佐 尾崎 美弥子

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 5591)

(直通電話) 03 (3502) 6292

<船員保険関係>

保険局 保険課

課長 安藤 公一

課長補佐 市川 聡

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 3243)

(直通電話) 03 (3595) 2556

<事業主向け助成金関係>

職業安定局 雇用開発部 雇用開発企画課

課長 河野 恭子

課長補佐 占部 亮

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 5816)

(直通電話) 03 (3502) 1718

報道関係者 各位

雇用保険、労災保険等の追加給付について

本日公表を行った毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことにより、平成 16 年以降の同調査における賃金額が低めに出ていることから、同調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を算定している雇用保険制度等における給付額に影響が生じております。

このため、平成 16 年以降に雇用保険、労災保険、船員保険の給付を受給した方の一部及び雇用調整助成金など事業主向け助成金を受けた事業主の一部に対し、追加給付が必要となりました（現在受給中の方も該当する場合があります。）。

厚生労働省としては、国民の皆様にも不利益が生じることのないよう平成16年以降追加給付が必要となる時期に遡って追加給付を実施し、また、本日、専用の問い合わせ電話番号を開設するなど、国民の皆様からのご照会・ご相談にきめ細かく対応してまいります。

1 追加給付の対象となる可能性がある方

(1) 雇用保険関係（別紙1参照）

- ・ 「基本手当」、「再就職手当」、「高年齢雇用継続給付」、「育児休業給付」などの雇用保険給付を平成16年8月以降に受給された方
- ・ 雇用保険と同様又は類似の計算により給付額を決めている「政府職員失業者退職手当」（国家公務員退職手当法）、「就職促進手当」（労働施策総合推進法）

(2) 労災保険関係（別紙2参照）

- ・ 「傷病（補償）年金」、「障害（補償）年金」、「遺族（補償）年金」、「休業（補償）給付」などの労災保険給付や特別支給金等を平成16年7月以降に受給された方

(3) 船員保険関係（別紙3参照）

- ・ 船員保険制度の「障害年金」、「遺族年金」などの船員保険給付を平成16年8月以降に受給された方

(4) 事業主向け助成金

- ・ 「雇用調整助成金」の支給決定の対象となった休業等期間の初日が平成16年8月から平成23年7月の間であったか、平成26年8月以降であった事業主 等

2 追加給付の概要

(1) 追加給付の計算

- ・ 追加給付の計算は、本日公表を行った「再集計値」及び「給付のための推計値」を用いて行います。

(2) 追加給付の一人当たり平均額、対象人数、給付費の現時点の見通し

- ・ 一人当たり平均額等の現時点の見通しは次のとおりです。

【雇用保険】

一つの受給期間を通じて一人当たり平均約1,400円、延べ約1,900万人、給付費約280億円

【労災保険】

年金給付（特別支給金を含む）：一人当たり平均約9万円、延べ約27万人、給付費約240億円

休業補償（休業特別支給金を含む）：一人一ヶ月当たり平均約300円、延べ約45万人、給付費約1.5億円

【船員保険】

一人当たり平均約15万円、約1万人、給付費約16億円

【事業主向け助成金】

雇用調整助成金等：対象件数延べ 30 万件、給付費約 30 億円

- ・ 以上については、お支払いに必要となる事務費を含め、引き続き精査します。

3 基本的対応方針

- ・ 以下の基本的方針に則って追加給付を行います。

○ 国民の皆様にも不利益が生じることのないよう、平成 16 年以降追加給付が必要となる時期に遡って対応します（現在受給されている皆様にも対応します）。追加給付が必要な方には、平成 16 年以降追加給付が必要となる時期に遡って追加給付を実施します。
本来の額よりも多くなっていた方には、返還は求めないこととします。

- 関係のコンピュータシステムの改修や住所等の確認など正確な支給のための最低限の準備を経て、対象者の特定、給付額の計算が可能なケースから、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定しています。

【雇用保険・労災保険・船員保険】

住所データが残っている方については、システム改修等の準備が整い次第、お手紙にてご連絡を差し上げることを予定しています。

一方、住所データがない受給者の方（推計延べ 1,000 万人以上）及び転居等で住所が不明となった受給者の方が多数おられます。こうした方々については、記者発表やホームページ等を通じて、追加給付の可能性がある給付の種類や受給時期等をお示しし、国民の皆様にお申し出いただくようご協力を呼びかけ、受給者の方からお申し出をいただき、受給実績やご本人であることの確認、追加給付額の計算を行った上で、追加給付を行うという流れを想定しています。

また、正確な給付のため、対象者の特定、追加給付額の計算のためのシステム改修や、旧システム時代のオフライン管理データを現行システムに戻す作業等に相当の期間が必要となります。お申し出の呼びかけや追加給付の開始はシステム対応後となることをご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

【事業主向け助成金】

上記と概ね同様、所在地データが残っている事業主については、準備が整い次第、お手紙にてご連絡を差し上げます。

一方、所在地データがない又は移転等で所在地が不明となった事業主が多数おられます。こうした場合についても、記者発表やホームページ等を通じて追加給付の可能性がある受給時期等をお示しし、お申し出を呼びかけ、事業主の皆様からお申し出をいただき、必要な確認・計算を行った上で、追加給付を行うという流れを想定しています。

4 お手許の書類の保管

○ 上記2の雇用保険の給付、労災保険の給付、船員保険の給付、政府職員失業者退職手当、就職促進手当又は事業主向け助成金を平成16年以降に受給された受給者の方又は事業主は、今後の手続に役立つ可能性がありますので、お手許に以下の書類をお持ちの場合は、捨てずに保管しておいていただくようお願いいたします。

【雇用保険】

- － 受給資格者証、被保険者証

【労災保険】

- － 支給決定通知・支払振込通知、年金証書、変更決定通知書

【船員保険】

- － 支給決定通知・振込通知、年金証書、改定通知書

【政府職員失業者退職手当】

- － 失業者退職手当受給資格証等

【就職促進手当】

- － 就職促進手当支給決定通知書など支給の事実が確認できる書類

【事業主向け助成金】

- － 支給申請書類一式、支給決定通知書

5 ご相談窓口

- ・ 本日以降、以下のご相談窓口を設けます。

★雇用保険追加給付問い合わせ専用ダイヤル 0120-952-807

★労災保険追加給付問い合わせ専用ダイヤル 0120-952-824

★船員保険追加給付問い合わせ専用ダイヤル 0120-843-547

0120-830-008

受付時間 平日 8:30～20:00

※1月12日（土）～14日（月）の間もお問い合わせを受け付けます。
（8:30～17:15）

※全国どこからでも通話料無料でお電話いただけます。
ご相談の期限は、当面、設けません。

6 主な制度ごとの詳細

- ・ 主な制度ごとの詳細は、別紙をご覧ください。
 - － 雇用保険制度 別紙1
 - － 労災保険制度 別紙2
 - － 船員保険制度 別紙3
 - － 関係条文 別紙4

7 ホームページのご案内

- ・ 追加給付に関する情報は、
 - － 厚生労働省ホームページ
 - － 全国健康保険協会船員保険部及び日本年金機構ホームページ（船員保険関係）に掲載しています。
[こちらをご覧ください](#)
- ・ 今後、追加給付事務の準備状況、追加給付開始後は追加給付の進捗状況も、
 - － 厚生労働省ホームページ
 - － 全国健康保険協会船員保険部及び日本年金機構ホームページ（船員保険関係）にて公表いたします。

◎ 本件に関して、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）、労働基準監督署、全国健康保険協会又は日本年金機構から直接お電話することはありませんので、これらをかたる電話があった場合はご注意ください。

雇用保険の給付に関する対応方針

(別紙1)

1. 基本的な考え方

- 国民の皆様にも不利益が生じることのないよう、平成16年以降追加給付が必要となる時期に遡って対応します。

2. 具体的な給付の考え方

- 関係のコンピュータシステムの改修や住所等の確認など正確な支給のための最低限の準備を経て、対象者の特定、給付額の計算が可能なケースから、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定しています。
 - 全体の期間を通じて給付額を再計算した結果、
 - ・追加給付が必要になっている方については、平成16年以降追加給付が必要となる時期に遡って追加給付を実施します。
 - ・本来の額よりも多くなっていた方については、返還は求めないこととします。
- ※ なお、現段階の検証では支給額が過大になっている方はいないものと想定しています。

3. 追加給付の対象となる可能性がある方

- 雇用保険の基本手当等の支給額の算出に用いられる賃金日額については、雇用保険法で上限額・下限額等を規定しています。この上限額・下限額等は、毎月勤労統計の労働者の平均給与額の変化率に応じて毎年8月にスライドさせています。
各年の変化率が、毎月勤労統計の再集計値等の算出の結果、上方修正された場合、追加給付が必要となります。追加給付が必要となるかどうかは、受給時の実際の賃金日額にもよりますが、平成16年8月以降に次の給付を受けた方は対象となり得ます。

基本手当（個別延長給付、訓練延長給付、広域延長給付、地域延長給付、傷病手当を含む）、特例一時金、高年齢求職者給付、再就職手当、就業促進定着手当、就業手当、常用就職支度手当、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付、教育訓練支援給付金

- 一つの受給期間を通じて一人当たりの追加給付額は平均約1,400円程度と推計しています。

※ なお、個々の受給者の方に対する実際の追加給付額は給付の種類などによって異なります。

4. 進め方

- 雇用保険の追加給付では、過去の給付データから、毎月勤労統計の再集計値等の変化率を踏まえて、支給額の再計算を行い、追加給付額を確定させます。このためには、システム改修が必要となります。
- 関係のコンピュータシステムの改修や住所等の確認など正確な支給のための最低限の準備を経て、対象者の特定、給付額の計算が可能なケースから、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定しています。

雇用保険給付一覧について①

| 保険給付の種類 | 支給事由 | 保険給付の内容 |
|-----------|--|--|
| 基本手当 | 一般被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上(倒産・解雇により離職した者等については、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上)あるとき | 基本手当日額(原則、離職前6か月の賃金を平均して得た賃金日額に給付率(50%~80%)を乗じた額)を、所定給付日数(被保険者期間、離職理由等に応じて90~360日)の範囲で支給 ※60歳~64歳の被保険者の場合の給付率は45%~80% |
| 個別延長給付 | 難病患者、発達障害者等又は災害により離職した場合等に、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めたとき | 所定給付日数を超過して基本手当を60日間(最大120日)延長して支給 |
| 訓練延長給付 | 受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受講するとき | 訓練終了までの間、所定給付日数を超過して基本手当を延長して支給 |
| 広域延長給付 | 厚生労働大臣が指定した地域において、広域職業紹介により職業のあっせんを受けることが適当と公共職業安定所長が認定するとき | 所定給付日数を超過して基本手当を90日間延長して支給 |
| 地域延長給付 | 倒産、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めたとき | 所定給付日数を超過して基本手当を60日間延長して支給 |
| 傷病手当 | 受給資格者が、離職後ハローワークに出頭し、求職の申込みをした後において15日以上引き続いて傷病のため職業に就くことができない状態となったとき | 基本手当日額に相当する額について、基本手当の所定給付日数の範囲内で支給 |
| 特例一時金 | 短期雇用特例被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前1年間に被保険者期間6か月以上あるとき | 基本手当日額の30日分(当分の間、暫定措置により40日分)に相当する額 |
| 高年齢求職者給付金 | 高年齢被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前1年間のうちに被保険者期間が6か月以上あるとき | 基本手当日額の一定日数分(被保険者期間に応じて決定)の一時金を支給 ※ 被保険者期間 1年未満 30日分 1年以上 50日分 |
| 再就職手当 | 受給資格者が、所定給付日数の3分の1以上を残して、安定した職業(1年を超えて引き続き雇用されることが確実と認められること。)に就いた等の一定の要件を満たしたとき | 基本手当日額に支給残日数と給付率(60%又は70%)を乗じた額を、一時金として支給 所定給付日数の2/3以上 →支給残日数の70% 所定給付日数の1/3以上2/3未満 →支給残日数の60% |
| 就職促進定着手当 | 再就職手当の支給を受けた者が、再就職手当の支給に係る再就職先に6か月以上雇用され、再就職先での6か月の賃金が、離職前の賃金よりも低いとき | 基本手当の支給残日数の40%(再就職手当の給付率が70%の場合は30%)を上限として、低下した賃金(離職前の賃金日額から再就職後の賃金日額に相当する額を差し引いた額)の6か月分相当額 |

雇用保険給付一覧について②

| 保険給付の種類 | 支給事由 | 保険給付の内容 |
|-----------|---|---|
| 就業手当 | 受給資格者が、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して、再就職手当の支給の対象とならない職業(短時間の就労など)に就いた等の一定の要件を満たしたとき | その職業に就いている日について、基本手当日額の30%に相当する額 |
| 常用就職支度手当 | 就職困難な受給資格者障害のある者、45歳以上で雇用対策法等に基づく再就職援助計画の対象者などが、ハローワークまたは民間職業紹介事業者の紹介により、安定した職業に就いた場合等の一定の要件を満たしたとき | 基本手当日額に36日(支給残日数が90日未満の場合は、支給残日数もしくは45日のいずれか多い日数×40%)を乗じた額 |
| 高年齢雇用継続給付 | 60歳以上65歳未満の被保険者が原則として60歳時点に比べて賃金が75%未満の賃金に低下したとき等 | 支給対象月の各月に支払われた賃金に、60歳到達時点の賃金月額からの低下率に応じて算定される支給率(最大15%)を乗じた額 |
| 育児休業給付 | 被保険者が1歳に満たない子を養育するための育児休業を取得したとき | 休業開始時の賃金月額に支給率(67%)を乗じた額 (休業開始から6か月経過後は、休業開始時賃金月額に支給率(50%)を乗じた額) |
| 介護休業給付 | 被保険者が配偶者や父母、子等の対象家族を介護するための休業を取得したとき | 休業開始時の賃金月額の67%相当額 |
| 教育訓練支援給付金 | 初めて教育訓練を受講する者が、専門実践教育訓練の訓練期間中、失業状態にあるとき | 基本手当日額と同様の方法により算定した日額の80%相当額 |

1. 基本的な考え方

- 国民の皆様に不利益が生じることのないよう、平成16年以降追加給付が必要となる時期に遡って対応します。

2. 具体的な給付の考え方

- 関係のコンピューターシステムの改修や住所等の確認など正確な支給のための最低限の準備を経て、対象者の特定、給付額の計算が可能なケースから、システム改修等を経て、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定しています。
- 全体の期間を通じて給付額を再計算した結果、
 - ・追加給付が必要になっている方については、平成16年以降追加給付が必要となる時期に遡って追加給付を実施します。
 - ・本来額よりも多くなっていた方については、返還は求めないこととします。

3. 追加給付の対象となる可能性がある方

- 労災年金及び休業（補償）給付の給付額の算定に際しては、原則として、個々の被災者の被災時における平均賃金を基に算定した給付基礎日額に基づき給付することとなっています。ただし、補償効果が目減りすることを防ぐため、給付基礎日額に「スライド率」を乗じています。
- また、給付基礎日額には最低水準を定めており、かかる金額を下回る方に対しては最低水準に自動変更されます（最低保障額）。
- スライド率及び最低保障額は、毎月勤労統計の「きまって支給する給与」の伸び率を用いて算定しておりますが、毎月勤労統計の再集計値等を用いて再計算を行い、上方修正された場合、追加給付が必要となります。平成16年7月以降に次の給付を受けた方のうち必要な方に追加給付を行います。

傷病（補償）年金、障害（補償）年金、遺族（補償）年金、休業（補償）給付、
傷病特別年金、障害特別年金、遺族特別年金、遺族特別一時金、休業特別支給金 等

- 一人当たりの追加給付額は、年金（特別支給金を含む。）については平均約9万円、休業（補償）給付（休業特別支給金を含む。）については一ヶ月平均約300円と推計しています。

※ なお、個々の受給者の方に対する実際の追加給付額は、個々人の方によって異なります。

4. 進め方

- 労災保険の追加給付では、過去の給付データから、毎月勤労統計の再集計値等の変化を踏まえて、支給額の再計算を行い、追加給付額を確定させます。このためには、システム改修が必要となります。
- 追加給付が必要な方に対し、できる限り速やかに順次追加給付することを目指しています。

スライド率及び最低保障額の算定方法

○ 労災年金スライド率の算定方法及び適用方法（労災保険法第8条の3、同法施行規則第9条の5）

個々の被災者の被災時における給付基礎日額に、スライド率を乗じる。

$$\text{(例)平成30年8月以降の労災年金スライド率} = \frac{\text{平成29年度の平均給与額}}{\text{被災時の年度の平均給与額}}$$

(※) 労災年金スライド率は、毎年度8月から翌年7月に給付する分ごとに改定する。

(※) 平均給与額は毎月勤労統計の「きまって支給する給与」の各月の合計値である。

○ 休業スライド率の算定方法及び適用方法（労災保険法第8条の2、同法施行規則第9条の2）

以下の比率（ s ）が110%超又は90%未満となる場合、当該比率を個々の被災者の給付基礎日額に乘じる。

$$s = \frac{\text{最新の平均給与額}}{\text{被災時の平均給与額}}, \quad \text{最新の給付基礎日額} = \text{従前の給付基礎日額} \times \begin{cases} s, & s > 110\% \\ 1, & 90\% \leq s \leq 110\% \\ s, & s < 90\% \end{cases}$$

(※) 休業スライド率は、四半期毎に算定する。

(※) 平均給与額は毎月勤労統計の「きまって支給する給与」の四半期平均である。

○ 最低保障額の算定方法及び適用方法（労災保険法第8条、同法施行規則第9条）

個々の被災者の給付基礎日額が最低保障額を下回る場合、当該額に置き換える。

$$\text{(例)平成30年8月以降の最低保障額} = \frac{\text{平成29年度の平均給与額}}{\text{平成28年度の平均給与額}} \times \text{平成29年度の最低保障額}$$

(※) 最低保障額は、毎年度8月から翌年7月に給付する分ごとに算定する。

(※) 平均給与額は毎月勤労統計の「きまって支給する給与」の各月の平均値である。

主な労災保険給付一覧について

| 保険給付の種類 | | 支給事由 | 保険給付の内容 | 特別支給金の内容 |
|----------------|------------------|--|---|---|
| 休業補償給付 休業給付 | | 業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき。 | 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額 | (休業特別支給金) 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額 |
| 障害(補償)給付 | 障害補償年金 障害年金 | 業務災害または通勤災害による傷病が治癒(症状固定)した後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき。 | 障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金 第1級 313日分 第5級 184日分 第2級 277日分 第6級 156日分 第3級 245日分 第7級 131日分 第4級 213日分 | (障害特別支給金) 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金 |
| | 障害補償一時金 障害一時金 | 業務災害または通勤災害による傷病が治癒(症状固定)した後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき。 | 障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金 第8級 503日分 第12級 156日分 第9級 391日分 第13級 101日分 第10級 302日分 第14級 56日分 第11級 223日分 | (障害特別支給金) 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 (障害特別一時金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金 |
| 遺族(補償)給付 | 遺族補償年金 遺族年金 | 業務災害または通勤災害により死亡したとき。 | 遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金 1人 153日分 2人 201日分 3人 223日分 4人以上 245日分 | (遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別年金) 遺族の数に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金 |
| | 遺族補償一時金 遺族一時金 | (1) 遺族(補償)年金を受け得る遺族がないとき (2) 遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき。 | 給付基礎日額の1000日分の一時金 (ただし、(2)の場合は、すでに支給した年金の合計を差し引いた額) | (遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別一時金) 算定基礎日額の1000日分の一時金(ただし、(2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額) |
| 葬祭料 葬祭給付 | | 業務災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき。 | 315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額(その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分) | — |
| 傷病補償年金 傷病年金 | | 業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治癒(症状固定)していないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること | 障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分 | (傷病特別支給金) 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 (傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金 |

(注1) 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に係るもの。 (注2) 表中の金額等は、平成30年4月1日現在のもの。

(注3) 給付基礎日額とは、原則として被災前直前3カ月間の賃金総額をその期間の暦日数で除した額(最低保障額3,940円 平成30年8月1日から)である。

1. 基本的な考え方

- 国民の皆様にも不利益が生じることがないように、平成16年以降追加給付が必要となる時期に遡って対応します。

2. 具体的な給付の考え方

- 対象者の特定や給付額の確定作業を早急に進め、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定しています。
- 全体の期間を通じて給付額を再計算した結果、
 - ・追加給付が必要になっている方については、平成16年以降追加給付が必要となる時期に遡って追加給付を実施します。
 - ・本来額よりも多くなっていた方については、返還は求めないこととします。

3. 追加給付の対象となる可能性がある方

- 船員保険制度の職務上災害に係る障害年金や遺族年金等の給付額は、原則として、個々の被災者の被災時における標準報酬月額に基づき算定され、補償効果が目減りすることを防ぐため、労災保険のスライド率を乗じています。
- このため、毎月勤労統計の再集計値等を用いたスライド率の再計算結果により、平成16年8月以降に船員保険制度の職務上災害に係る障害年金や遺族年金等（※）を受給されていた方のうち、必要な方について、追加給付を行います。
 - ※ 障害年金や遺族年金のほか、職務上傷病手当金、障害手当金、遺族一時金等の給付も対象となる可能性があります。
- 障害年金又は遺族年金（特別支給金を含む。）の一人当たりの追加給付額は平均約15万円と推計しています。
 - ※ なお、個々の受給者の方に対する実際の追加給付額は給付の種類などによって異なります。

4. 進め方

- 再計算後のスライド率を活用し、個々の受給者の方の給付額の再計算を行った上で、追加給付が必要な方の特定を可及的速やかに行います。その上で、準備が整い次第、できる限り速やかに順次追加給付を行うこととしています。

船員保険の職務上災害に係る主な給付一覧

| 保険給付の種類 | | 支給事由 | 保険給付の内容（※） |
|---------|-----------|---|--|
| 年金給付 | 障害年金 | 職務上の事由による傷病が治癒した後も一定の障害の状態にあるとき、または療養開始後1年6か月経過しても治癒せず重度の障害の状態にあるときに支給。 | （昭和61年3月以前から年金を受けている方） 傷病発生時の標準報酬月額額の10.4月分（1級）～4.4月分（7級）に一定額を加算した年金 （昭和61年4月以降に年金を受けられている方） 傷病発生時の標準報酬月額額の10.4月分（1級）～4.4月分（7級） |
| | 遺族年金 | 職務上の事由により被保険者であった方が死亡したとき、生計を維持されていた遺族の方に支給。 | 遺族の子の数に応じ傷病発生時の標準報酬月額額の5.5月分～8.2月分の年金 |
| 休業給付 | 職務上の傷病手当金 | 職務上の事由による傷病について療養のため職務に就けない場合に支給。 | 1～4月目 1日につき、標準報酬日額の10割を支給 5月目以降 1日につき、標準報酬日額の6割を支給 |
| 一時金 | 障害手当金 | 職務上の事由による傷病が治癒した後も障害年金を受けることができない程度の障害が残った場合に一時金として支給。 | 傷病発生時の標準報酬月額額の20月分（1級）～2月分（7級） |
| | 遺族一時金 | 遺族年金の対象となる遺族がいない場合に、その他の遺族の方に支給。 | 傷病発生時の標準報酬月額額の36月分を一時金で支給 |
| | 障害年金差額一時金 | 障害年金を受けていた方が死亡した場合に、既に受けた障害年金の額が、船舶所有者が補償すべき一定の額に満たないとき、その差額を遺族の方に支給。 | 傷病発生時の標準報酬月額額の48月分（1級）～25月分（7級）から既に支給を受けた障害年金の額を差し引いた額の一時金 |
| | 遺族年金差額一時金 | 遺族年金を受けていた方が死亡した場合に、既に受けた遺族年金の額が、遺族一時金の額に満たないとき、その差額をその他の遺族の方に支給。 | 傷病発生時の標準報酬月額額の36月分から既に支給を受けた遺族年金の額を差し引いた額の一時金 |

（※）平成22年1月以降に発生した職務上の傷病による給付については、労災保険から支給されるため、船員保険給付額が労災保険分を上回る場合に、その差金を支給することとなっています。

雇用保険

雇用保険法（昭和49年法律第116号）（抄）

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第18条 厚生労働大臣は、年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成27年4月1日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の8月1日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2～4 （略）

※ 具体的なスライド率は大臣告示で規定

労災保険

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）

第8条の3 年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（以下この条において「年金給付基礎日額」という。）については、次に定めるところによる。

一 （略）

二 算定事由発生日の属する年度の翌々年度の8月以後の分として支給する年金たる保険給付については、第8条の規定により給付基礎日額として算定した額に当該年金たる保険給付を支給すべき月の属する年度の前年度（当該月が4月から7月までの月に該当する場合にあつては、前々年度）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下この号及び第16条の6第2項において同じ。）を算定事由発生日の属する年度の平均給与額で除して得た率を基準として厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を年金給付基礎日額とする。

2 （略）

※ 具体的なスライド率は大臣告示で規定

各制度の主な関係条文

船員保険

船員保険法（昭和14年法律第73号）（抄）

（障害年金等の額の改定）

第39条 休業手当金、障害年金又は遺族年金を受けることができる者の当該保険給付については、労働者災害補償保険法第八条の三第一項第二号の規定による給付基礎日額の算定の方法その他の事情を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、その額を改定することができる。

2 （略）

※ 具体的なスライド率は省令等で規定

雇用調整助成金

雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）（抄）

（雇用調整助成金）

第102条の3 雇用調整助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、支給するものとする。

一～四 （略）

2 雇用調整助成金の額は、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一 前項第二号イに該当する事業主 当該事業主が判定基礎期間における同号イに規定する休業等に係る対象被保険者に支払った手当又は賃金の額に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額）に同号イに規定する教育訓練を実施した日数に応じた訓練費を加算した額

二 前項第二号ロに該当する事業主 当該事業主が同号ロに規定する出向をした者に係る出向期間（以下この条において「支給対象期間」という。）における賃金について同号ロの契約に基づいて負担した額（その額が当該出向をした者の出向前における通常賃金の額に百六十五を乗じて得た額に支給対象期間の日数を三百六十五で除して得た数に乗じて得た額を超えるときは、当該通常賃金の額に百六十五を乗じて得た額に支給対象期間の日数を三百六十五で除して得た数に乗じて得た額）の二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二）の額（その額が基本手当日額の最高額に三百三十を乗じて得た額に支給対象期間の日数を三百六十五で除して得た数に乗じて得た額を超えるときは、基本手当日額の最高額に三百三十を乗じて得た額に支給対象期間の日数を三百六十五で除して得た数に乗じて得た額）

3～7 （略）

※ 基本手当日額は毎月勤労統計を参照